

議第4号議案

京都地方税機構情報公開条例一部改正案の提出について

京都地方税機構の設立にあたり、より身近で、より開かれた議会の実現をめざし、現行の「京都地方税機構情報公開条例」の実施機関に議会を加えることにより、利用する住民の立場から最も分かりやすい制度とするため、上記の議案を別記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により提出します。

平成21年12月13日

京都地方税機構議会臨時議長 吉田 繁治 殿

提出者 京都地方税機構議会議員
大西 宏
前窪 義由紀
新田 晴美

別記

京都地方税機構情報公開条例一部改正の件

京都地方税機構情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年12月13日提出

提出者 京都地方税機構議会議員
大西 宏
前窪 義由紀
新田 晴美

京都地方税機構情報公開条例の一部を改正する条例

京都地方税機構情報公開条例（平成21年京都地方税機構条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「広域連合長」の右に「、議会」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。